

徳島県中学校理科教育研究会 会 則

第 1 章 総則

第 1 条 本会は徳島県中学校教育研究会理科部会と称する。

第 2 条 本会は徳島県中学校教育研究会に属し、特に理科に関する諸問題を研究し本県中学校教育の向上に役立てることを目的とする。

第 3 条 本会の事務局は会長の指定校に置く。

第 2 章 事業

第 4 条

- 1 研究会・講演会等の開催
- 2 研究・調査
- 3 研究成果の刊行
- 4 その他第 2 条に掲げた目的達成に役立つ事業

第 3 章 組織及び役員

第 5 条 本会は徳島県中学校教育研究会員のうち理科教育に従事する教職員及び本会の趣旨に賛同する希望者をもって組織する。

第 6 条 本会はつぎの役員を置く。副会長を 3 名ないし 4 名にする。

- 1 会長 1 名
- 2 副会長 3～4 名
- 3 監事 3 名
- 4 幹事若干名
- 5 支部長 14 名
- 6 常任委員 14 名

第 7 条 役員の選出はつぎの規定による。

- 1 会長・副会長・監事は役員会において選出する。
- 2 幹事は会長が委嘱する。
- 3 支部長・常任委員は各郡市よりそれぞれ 1 名ずつ選出する。

第 8 条 各役員の任務はつぎのように定める。

1. 会長は本会を代表し、会務を総理し、徳島県中学校教育研究会の理事を兼ねる。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職を代行する。
3. 監事は会計を監査する。
4. 幹事は会務の運営・庶務及び会計の処理にあたり、うち 1 名は徳島県中学校教育研究会の幹事を兼ねる。
5. 支部長・常任委員は会務を審議する。

第 9 条 各役員の任期は 1 年とし、再任をさまたげない。

第 10 条 本会に顧問をおく。顧問は会長・副会長・幹事経験者より、会長が委嘱する。

第 4 章 役員会

第 11 条 役員会は年 1 回以上開き、つぎの事業を審議する。

- 1 事業計画及びその運営に関する事業
- 2 予算の審議
- 3 会則の変更
- 4 その他必要な事項

第 12 条 役員会の議決は出席者の過半数による。

第 5 章 会計

第 13 条 本会の経費は徳島県中学校教育研究会費の配分金、寄付金等をもってこれにあてる。

第 14 条 本会の会計年度は毎年 5 月 1 日に始まり 4 月 30 日に終わる。

附則

- 1 本会則は昭和 40 年 5 月 25 日から実施する。
- 2 会則第 10 条は、平成 18 年 1 月 27 日より実施する。
- 3 第 6 条は、平成 30 年 2 月 9 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。